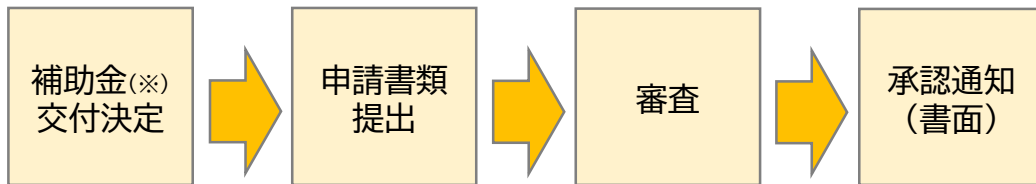


令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金

申請方法



※新たな観光地域づくり補助金

提出物: 交付申請書、事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げる旨の計画書及び当該計画書の根拠資料(賃金台帳の写し)

申請期間

令和8年5月●日(●)から令和9年1月29日(金)まで
※午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日は除く)

補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合、一般社団法人又は一般財団法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる法人のうち、補助要件を満たす者とする。

補助要件

- 新たな観光地域づくり補助金の交付決定を受けた者
- 補助事業終了までに事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること

補助金額

新たな観光地域づくり補助金の補助対象経費に対して、補助率を2/3又は3/4に置き換えて算出した額から、交付決定を受けた新たな観光地域づくり補助金の補助額を除いた額(千円未満は切り捨てとする)

事業場内最低賃金引上げ額		30円以上60円未満の賃金引上げ(補助率2/3)	60円以上の賃金引上げ(補助率3/4)
補助上限額	エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施または拡充	166万6千円	250万円
	上記以外の補助対象事業	66万6千円	100万円